

社会学部報

◇社会学部研究会例会

第1回

2015年5月27日(水) 16:00~17:30

報告 清水 裕士 准教授

タイトル ソーシャルサポートにおける間接的
要求の機能

コメンテーター 野波 寛 教授

◇社会学部教職員人権問題研修会

2015年7月8日(水) 16:50~18:20

講師 板垣 竜太 氏(同志社大学社会学
部・教授)

題目 「大学におけるレイシャル・ハラス
メント対策について」

◇新刊書紹介

稲増 一憲 准教授(単著)

『政治を語るフレーム』東京大学出版会

2015. 2. 23

内田 充美 教授(分担執筆)

『歴史社会言語学入門』大修館書店

2015. 3. 10

盛山 和夫 教授(編著)

『社会を数理で読み解く』有斐閣 2015. 3. 30

古川 彰 教授(分担執筆)

『枝下用水史』風媒社 2015. 4. 16

久保田 稔 教授(分担執筆)

『糖尿病治療のニューパラダイム』

医療ジャーナル社 2015. 3.

西村 正男 教授(分担執筆)

『上海租界の劇場文化—混淆・雑居する多言
語空間(アジア遊学183)』勉誠出版

2015. 4.

執筆者紹介 (掲載順)

Alan BRADY	関西学院大学社会学部教授	金 太 宇	関西学院大学大学院 社会学研究科研究員
Wolfgang JAGODZINSKI	ドイツ・ケルン大学教授	中 山 慶 一 郎	関西学院大学名誉教授
真 鍋 一 史	関西学院大学名誉教授 青山学院大学地球社会共生学部教授		

社会学部研究会会員

会 長	萩 野 昌 弘						
運 営 委 員	西 村 正 男	大 谷 信 介	野 瀬 正 治				
	野 波 寛	関 根 康 正 人	G a b r i e l e H a d l				
会 計 監 査	安 藤 文 四 郎	對 馬 路 人					
書 記	弓 山 大 輔						
名 譽 会 員	浅 野 仁	藤 原 武 弘	船 本 弘 毅				
	春 名 純 人	J a m e s A. J o y c e	川 久 保 美 智 子				
	高 坂 健 次	紺 田 千 登 史	倉 田 和 四 生				
	牧 正 英 雄	真 鍋 一 史	萬 成 博 満				
	宮 田 満 雄	森 川 甫	村 川 満				
	中 野 秀 一 郎	中 山 慶 一 郎	西 山 美 瑳 子				
	佐 々 木 薫	武 田 建	津 金 澤 聰 廣				
	八 木 克 正	山 路 勝 彦	山 本 剛 郎				
			(A. B. C 順)				
普 通 会 員	安 藤 文 四 郎	對 馬 路 人	宮 原 浩 二 郎				
	田 中 耕 一	奥 野 卓 司	久 保 田 稔				
	大 谷 信 介	R u t h M. G r u b e l	A l a n B r a d y				
	萩 野 昌 弘	三 浦 耕 吉 郎	古 川 彰				
	岡 田 弥 生	阿 部 潔	難 波 功 士				
	野 瀬 正 治	阿 森 久 美 子	野 波 寛				
	渡 邊 勉	島 村 恭 則	H a n s P e t e r L i e d e r b a c h				
	吉 田 寿 夫	鈴 木 慎 一 郎	中 野 康 人				
	金 明 秀	陳 立 行	李 建 志				
	西 村 正 男	関 根 康 正	佐 藤 哲 彦				
	打 樋 啓 史	盛 山 和 夫	関 嘉 寛				
	内 田 充 美	森 康 俊	今 井 信 雄				
	倉 島 哲 美	福 地 直 子	村 田 泰 子				
	大 岡 栄 美	鈴 木 謙 介	長 松 奈 美 江				
	立 石 裕 二	鳥 羽 美 鈴	G a b r i e l e H a d l				
	貴 戸 理 恵	高 原 基	稲 増 一 憲				
	清 水 裕 士	林	白 波 瀬 達 也				

関西学院大学社会学部研究会会則

第 1 章 総 則

第 1 条

本会は関西学院大学社会学部研究会と称する。

第 2 条

本会は本学部における社会学と関連諸科学の教育・研究の推進を計ることを目的とする。

第 3 条

本会は事務局を西宮市上ヶ原一番町 1-155 関西学院大学社会学部内におく。

第 2 章 事 業

第 4 条

本会は第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究会などの開催
2. 機関紙「関西学院大学社会学部紀要」などの刊行
3. 会員相互の研究・教育に関する連絡および協力
4. 本学部の教育・研究に対する協力
5. 国内外関係諸学会との協力
6. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

第 5 条

本会の会員は次のとおりとする。

1. 名誉会員 本会に功勞のあったもので、本会の推薦するもの
2. 普通会員 本学社会学部の教授、准教授、専任講師および助教
3. 賛助会員 本会の趣旨に賛同するもの

第 4 章 運営組織

第 6 条

第 2 章記載の事業を行うため、本会には以下の委員、委員会等をおく。

1. 会長は当該年度の社会学部長とし、本会には以下の委員、委員会等をおく。
2. 運営委員（6 名）：運営委員は普通会員の中から互選し、運営委員会を構成する。
3. 運営委員長（1 名）と会計（1 名）：運営委員長と会計は運営委員の中から互選する。
4. 運営委員会は第 4 条に記された事業の企画・運営にあたる。
なお、機関誌「社会学部紀要」の編集については運営委員会内に複数の委員をもって構成される編集委員会を置く。編集委員長は、運営委員長が兼ねることがある。
5. 会計監査（2 名）：会計監査は普通会員の中から互選する。

6. 書記は社会学部事務長に委嘱する。

第 7 条

本研究会委員の任期は2年とする。重任を妨げない。

第 5 章 総 会

第 8 条

総会は定期総会と臨時総会とし、会長が主宰する。定期総会は毎年一回開催され、臨時総会は会長が必要と認めたとき、あるいは普通会员の1/2以上の要求があった場合に開催される。議決は出席者の過半数をもって行う。

第 9 条

総会の承認を必要とするものは第6条第1項のほか、次の事項とする。

1. 事業計画および収支予算
2. 事業報告および収支決算
3. その他運営委員会において必要と認めた事項

第 6 章 会 計

第 10 条

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 11 条

本会の経費は次の収入をもってあてる。

1. 会 費
 普通会员年額 12,000 円
 賛助会員年額 10,000 円
2. 寄付および補助助成による金品
3. その他の収入

第 12 条

本会員および本学社会学部大学院学生・大学院研究員・研究科研究員並びに学部学生は機関誌の配布を受ける。学生の購読費は年間1,000円とする。

付 則

第 1 条

本会の事業運営に必要な諸規定は、運営委員会の議を経て別に定めることができる。

第 2 条

本会の会則変更および本会の解散、ならびに、これに伴う財産の処分等については、総会において、出席者の2/3以上の同意を得ることを要する。

第 3 条

1. 本会則は1992年4月1日より施行する。
2. 本会則は2008年4月1日より改正施行する。
3. 本会則は2009年4月1日より改正施行する。
4. 本会則は2012年4月1日より改正施行する。

「社会学部紀要」編集内規

1992年4月1日施行
 1996年10月23日改正
 1999年4月14日改正
 2000年10月4日改正
 2001年2月22日改正
 2009年6月20日改正
 2010年4月1日改正

1. 「社会学部紀要」（以下、本紀要という）は原則として、当該年度中に2回発行する。退職者の記念号を刊行する場合はこの限りでない。通常の年2回刊行の場合は、6月末日を原稿締切日とする号は11月上旬の配付を、11月末日を締切日とする号は3月下旬の配布を目標とする。名誉博士号授与の場合は、特別記念号を刊行する。

2. 本紀要の企画、編集、発行は社会学部研究会「社会学部紀要」編集委員会が行う。

3. 本紀要に掲載される原稿の種類は以下に掲げるものとする。

- ①原著
- ②研究ノート
- ③学部及び社会学部研究会主催、共催の講演会の講演原稿
- ④書評、内外の学術研究、学術集会の動向の紹介
- ⑤社会学部最優秀卒業論文賞（安田賞）受賞論文
- ⑥その他編集委員会が必要と認めた記事

4. 本紀要への投稿有資格者は社会学部研究会名誉会員、並びに普通会员とする。なお、共同執筆者は名誉会員あるいは普通会员の推薦を受けた者、名誉会員あるいは普通会员と共同研究を行った者とする。

上記以外の投稿者に関しては普通会员による推薦と編集委員会の審査を経て2名を限度として掲載することができる。

大学院学生並びに研究員単独の論文原稿の掲載に関しては、普通会员による推薦と編集委員会の審査を経て決定する。

退職記念号については、学外者2名まで寄稿を依頼することができる。学外の寄稿者への原稿料については社会学部研究会運営委員会で定めるものとする。

5. 原稿の執筆に際しては、以下の様式に従うものとする。

- ①原著については、原則として図表、写真を含めて200字詰め原稿用紙100枚以内、研究ノートについては、原則として図表、写真を含めて200字詰め原稿用紙60枚以内とする。ワードプロセッサによる原稿については字数においてそれらに相当する分量とする。
- ②手書き原稿に用いる原稿用紙は研究会指定の200字詰め横書き原稿用紙とする。
- ③図表、写真等は題字、説明付きですべて本文とは別紙とし、本文中に挿入する箇所を本文欄外に指示すること。

図表、写真等の費用は50,000円を限度として社会学部研究会が負担するが、それを超える分は執筆者の負担とする。

④原稿には和文及び英文もしくは欧文の表題、更に英文もしくは欧文のアブストラクトをつける。また執筆者名、所属機関名についても同様とする。

⑤原稿に3語のキーワードをつける。

6. 原稿の提出については、完全原稿を、アブストラクト原稿と共に、期日までに提出するものとする。

7. 本紀要に発表する原著論文、研究ノートは他に未発表のもの、または学会大会等での口頭発表の主題をその学会等の了解のもとに原稿にまとめたものに限られる。
8. 外国語による原稿については編集委員会において審議の上、許可することがある。分量は日本語原稿の場合に準ずるものとする。
9. 原稿言語校閲及び謝礼について
 - ①英文のアブストラクトの原稿校閲については、執筆者が「社会学部紀要アブストラクト原稿校閲（ネイティブ・チェック）に関する依頼書・確認書」（書式用紙による）を添えて提出する。編集委員会より校閲者に校閲を依頼する。校閲者への謝礼の金額については研究会運営委員会で定めるものとする。ただし、英文以外の欧文アブストラクトの原稿校閲については、執筆者本人より校閲者に依頼し、事後「社会学部紀要アブストラクト原稿校閲（ネイティブ・チェック）に関する報告書・依頼書」（書式用紙による）を提出する。校閲者への謝礼の金額については研究会運営委員会で定めるものとする。
 - ②編集委員会が依頼した外国語原稿を日本語に翻訳して掲載する場合には、その翻訳者に対し翻訳料を支払うものとする。その金額については社会学部研究会運営委員会で定めるものとする。
10. 本紀要に掲載された論文等は無断で他の雑誌等に転載することを禁ずる。また、執筆者が既に外国語または日本語で発表した論文等を日本語または外国語に翻訳して掲載を希望する場合には、編集委員会において審議の上、それを許可することがある。ただし、この場合、著作権処理に関する責任は全て執筆者が負うものとする。その場合の翻訳料は支払わない。
11. 本紀要の執筆者に対しては本誌1部と抜刷100部を無料で配布する。ただし、それ以上の抜刷を希望する場合、その実費は本人の負担とする。
12. 発行された紀要は名誉会員、普通会員、大学院学生、大学院研究員及び学生に配布する。その年度の非常勤講師にも配布する。また、本紀要は上記以外の者に頒布することができる。なお、頒布料は原則として学生の購読料と同額とする。
13. 紀要に掲載された論文は、執筆者の承諾を得て、社会学部ホームページの論文データベース、関西学院大学リポジトリ（KGUR）及び、国立情報学研究所の電子図書館に掲載する。
14. この編集内規は研究会運営委員会の議を経て変更することがある。ただし、その変更はその年度の社会学部研究会総会で報告されなければならない。